1カ月で4,300人が利用

好評の「北部総合コミュニティーセンター」

北部地区住民の地域活動の拠点として

今年四月オープンした「北部総合コミュニティーセンター」（附船町一）は、オープン以来一カ月を過ぎましたが、四月ひと月で四千人を超える地元住民が利用し、好評を博しています。

北部コミュニティーセンターは、「木戸コミュニティーセンター」に次いで、市内で二番目の「コミュニティー施設」として、旧市立工業高校跡を全面改修し、四月一日オープンしました。

同センターには、行政部門として、入舟連絡所、入舟地区保健センター、舟江図書館、西心配ごと相談所、ひまわりクラブが入り、コミュニティー部門として、集会室七つ、和室四つ、大・小ホール、音楽室、調理実習室、二階建ての体育館――などがあり、北部地区住民の地域活動の拠点、連帯の場として大いに利用されています。

管理運営は、効果的な運営を図るため地元住民で組織された「北部総合コミュニティーセンター管理運営委員会」（中野良雄会長）が当たり、利用申し込みの受け付けなどを行っています。

同管理運営委員会がまとめた一カ月間の利用状況は、団体利用が六十三団体、三千三十九人、体育館の個人利用が千二百七十二人、合計四千三百十一人にも達しています。

団体利用は、町内会、商店街などの「打ち合わせ会」が最も多く、続いて「民謡」「音楽練習」「習字」「演劇」――などに多く利用されています。

体育館は、柔道、剣道、バスケットボール、バドミントン――などに使われています。

火曜日の利用が最も多く水・木曜日と続いており、意外と日曜日が一番利用が少なくなっています。

同管理運営委員会の**佐藤彦午**さんは「当初考えていたより倍近い利用があります。地元住民だけでなく、小針や松浜からも来ている人もいます。もっともっと利用してほしいですね」と話しています。

〈利用者の声〉

高橋みよのさん（忠蔵町）

「以前は北部公民館を借りて民謡の練習をしていましたが、きれいで、広くて、こんないい所ができて本当に喜んでいます。ここができてから習字やダンスも始め、週三回も利用しています」

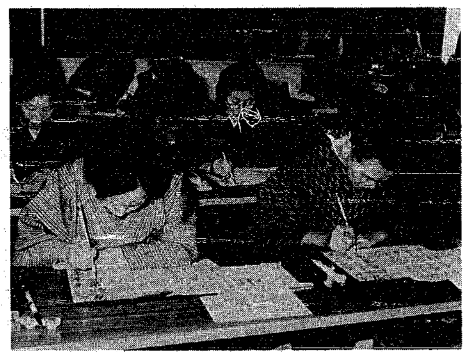

「習字」の練習をする地元の人たち

「文化財めぐり」参加者募集

～初夏の海辺に沿って新潟の歴史を探る～

日時　六月十日午後一時～四時半

集合場所　市役所中庭

対象　市内在住の方四十人（応募多数のときは抽選）

コース　郷土資料館～湊稲荷神社願懸け高麗犬～日和山～竹内式部墓～会津八一記念館～砂防林～護国神社～戊辰戦争戦死者墓碑ほか

申し込み　五月二十八日（必着）までに、往復はがきに住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、市社会教育課（〒九五一、上大川前通八、開公ビル内、☎25―一〇〇〇）へ。※はがきは一人一枚に限ります。

個人・法人市民税 軽自動車税など

～改正点を紹介～

五十八年度地方税法の改正に伴い、新潟市市税条例の一部が改正されました。

主な改正点は次のとおりです。

〈個人市民税〉

①所得割の非課税基準　五十七年度に引き続き五十八年度の市民税所得割についても、所得金額が二七万円に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者または扶養親族を有する場合は九万円を加えた金額）以下の人は所得割が課税されません。

（例）　夫婦と子供二人が夫の扶養となっている場合　夫の所得が二七万円×（1本人＋1妻＋2子供）＋九万円＝一一七万円以下であれば所得割は課税されません（給与収入にすると一八八万五千円以下です）。

②同居特別障害者扶養控除の創設　同居している扶養親族または控除対象配偶者が特別障害者に該当する場合には、扶養控除または配偶者控除（二二万円）に加えて三万円（計二五万円）が控除されます。なお、同居老親等扶養控除とは重複して適用されません。

※特別障害者とは、重度の精神薄弱者、身体障害者手帳一、二級の方などをいいます。

〈法人市民税〉

均等割の改正　法人市民税の均等割の税率が別表のとおり改正されました。

〈固定資産税〉

①区分所有家屋の敷地のうち一定の共有土地に対する課税　分譲マンション等区分所有家屋の敷地のうち、一定の共有土地に対する固定資産税について、連帯納税義務を課さないこととし、各共有者ごとにあん分した税額を納付することとされました。なお、この規定は五十九年度分から適用されます。

②都市再開発法による耐火建築物に対する税率　都市再開発法に規定する耐火建築物に対する固定資産税の税率の特例について現行三分の一軽減（百分の〇・九三）が四分の一軽減（百分の一・〇五）に改正されました。なお、この規定は五十七年一月二日以後に新築された耐火建築物について適用されます。

〈軽自動車税〉

電気自動車等の税率の特例　電気自動車等に対する軽減税率が、従来の五十一年改正前の税率から、五十四年改正前の税率に改正され、適用期間が五十九年度まで二年間延長されました。

（例）

車種	改正前	改正後
50CC以下のバイク	五〇〇円	六五〇円
小型特殊自動車（フォークリフト）	三、〇〇〇円	三、九〇〇円

〈特別土地保有税の減免〉

有効な土地利用を図る目的で取得し、免除制度の適用を受けられる土地でありながら、開発許可や建築確認などの手続き中であるため、基準日までに建設着手することができず、免除対象土地として認められなかった土地について、減免申請を行えば、恒久的な建物等の用に供されることが確実と認められたときに、減免の対象とされることになりました。なお、この規定は、保有分については五十八年度分から、取得分については五十八年四月一日以後に取得される土地について適用されます。

法人市民税〈均等割の改正〉

資本等の金額	改正前 従業者数	改正前 税率	改正後 従業者数	改正後 税率
50億円超	100人超	800,000円	50人超	1,200,000円
	100人以下	80,000	50人以下	160,000
10億円超～50億円以下	100人超	400,000	50人超	700,000
	100人以下	80,000	50人以下	160,000
1億円超～10億円以下	100人超	80,000	50人超	160,000
	100人以下	24,000	50人以下	60,000
1,000万円超～1億円以下		24,000	50人超	60,000
			50人以下	48,000
1,000万円以下		8,000	50人超	48,000
			50人以下	16,000
その他の法人（公共法人）等		8,000		16,000

みんなの広場

「ある店長さんの話」

桜井みつぎ（浦山三）

数カ月前まで、近所のスーパーマーケットにとてもステキな店長さんがいらした。そのステキというのは商売人としてのお客様への接客態度でした。いつもニコニコとして、どなたに対しても親切で、店内中にひびきわたるようなさわやかな大きな声で「いらっしゃいませ…」「ありがとうございました」と声をかけて下さる。その声を聞くたびに、また来ようという気持ちにさせられる。私も昔はサービス業に関係していたものだから、なおさら身近かにそう思えたのです。その店長さんも転勤されてしまってから、そのスーパーのイメージがすごく暗い感じに変わったのは、前の店長さんのようにニコやかに大きな声でお客様を迎える態度をする方がみあたらないのです。こんなことでよいのでしょうか。そのスーパーは、前の店長さんでもっていたわけではないはずだろうに差がありすぎる。お客様あっての商売であるという事をもう一度ふり返ってほしいものです。心あるふれあいを忘れないでほしい。

さわやかな、あったかだった店長さんの人柄がとてもなつかしく思います。

原稿を募集

「みんなの広場」では、あなたの意見、随想、市への提言、要望、質問――などを募集しています。こんなこと、あんなこと、あなたの考えていることをどしどしご応募下さい。

応募方法　六百字以内にまとめ、住所、氏名（紙上匿名も可）、年齢、連絡先電話番号を記入し、市広報課「みんなの広場」係（〒九五一、西堀通六―八六六）へ。

※採用者には薄謝を差し上げます。原稿は添削することもあります。

母子手帳の交付と保健指導

持参品　妊娠届出書、印鑑

月日	会場	受付時間
6・1、15、22、29	西保健所	午後1時～2時
6・8	坂井輪地区保健センター	
6・17	西地区保健センター	

糖尿病講習会（3回コース）

日時　6月2、8日午後1時半～4時、16日午前10時～午後1時

会場　西保健所　**定員**　40人（先着順）

対象　糖尿病患者とその家族

内容　糖尿者の食事、食品交換表、調理実習ほか

持参品　糖尿病食品交換表（実費300円であっせん）、筆記用具、調理実習材料費1人200円（6月16日のみ）

申し込み　西保健所へ

離乳食講習会

対象　生後4カ月に達した赤ちゃんをお持ちのお母さん

持参品　母子手帳

月日	会場	時間	申し込み
5・24	坂井輪地区公民館	午後1時15分～3時半（受け付けは午後1時～）	電話で坂井輪地区保健センターへ
5・26	西保健所	午前10時～正午（受け付けは午前9時半～）	当日会場へ

保健婦による健康相談

地区	月日	会場	時間
赤塚	5・24	木山農業協同組合	午後1時～3時
松浜、南浜、濁川	5・25	（医師による相談）北地区保健センター	午後1時半～3時
中野小屋	5・26	笠木公民館	午後1時～3時
大江山	5・27	大江山農村環境改善センター	午前10時～正午 午後1時～3時

育児学級

日時　5月24日午後1時半～

会場　木戸公民館

対象　木戸、牡丹山、竹尾校区在住で2・3月生まれの第一子の乳児をお持ちのお母さん

持参品　母子手帳

問い合わせ　東保健所へ

むし歯予防教室

日時　5月31日午後1時～受け付け（午後3時半終了予定）

会場　西保健所　**定員**　30人（先着順）

対象　6カ月～1歳未満児

内容　歯科医師による講話、歯みがき実習

持参品　母子手帳、使用中の子ども用歯ぶらし、おぶいひも

申し込み　西保健所へ

保健所・保健センター電話案内

施設	電話
東保健所	☎43－5311
西保健所	☎66－5171
石山地区保健センター	☎86－4450
鳥屋野地区保健センター	☎85－2373
北地区保健センター	☎59－7332
西地区保健センター	☎62－3405
坂井輪地区保健センター	☎60－3255

※東保健所は外来者用駐車スペースがありませんので車での来所はご遠慮下さい

助産婦による妊婦健康相談

月日	会場	受付時間	申し込み
6・3	入舟地区保健センター	午前9時半～11時	西保健所へ 持参品…母子手帳
6・7	西地区保健センター		
6・11	西保健所		
6・27	坂井輪地区保健センター		